



長野県 白馬村

総務課からのお知らせ 令和5年4月17日

## 『白馬村電気自動車等購入促進事業補助金』制度について (お知らせ)

白馬村では、自動車の排出ガス抑制に効果的な電気自動車及び燃料電池自動車の普及を図るとともに、白馬村ゼロカーボンビジョンの推進と類まれな山岳自然環境を守り未来に継承するため、電気自動車等を購入（又はリース契約）する住民向けの補助金交付制度を（令和5年4月1日より）創設しました。

### ○白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付要綱（概要）

#### 1. 補助対象者

電気自動車（EV）又は燃料電池自動車（FCV）を購入又はリース契約により使用する方で、次のいずれにも該当する個人を対象とします。

**(1)電気自動車等の新規登録の日において、村内に継続して1年以上住所を有していること**

※リース契約の場合の新規登録日は、リース契約書に記載された使用開始日

**(2)村税等を滞納していない方**

#### 2. 補助金の額

**(1)購入の場合**

・**車両本体価格（税抜）の10%以内、上限30万円。**

**(2)リース契約の場合**

・**リース契約書に記載されたリース契約内におけるリース料（税抜）の7%以内、上限30万円。**

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、端数切り捨て（（1）及び（2）共通）



#### 3. その他留意事項

- ・補助金の交付は、電気自動車等の導入台数にかかわらず1世帯につき1回限りです。
- ・交付申請期限は、自動車車検証の新規登録の月の翌月1日から起算して90日以内又は当該年度の属する日の3月31日のいずれか早い日までの申請が必要です。
- ・その他申請に必要な様式、添付書類等は、白馬村行政公式ホームページをご確認いただくか、総務課までお問合せください。

# 白馬村



白馬村キャラクター  
Victoire  
Cheval Blanc  
Murao III

白馬村役場 総務課

（課長）田中 克俊 （担当）山岸 大祐

電話：0261-72-7002（直通）

F A X：0261-72-7001

E-mail：somu@vill.hakuba.lg.jp